

守秘義務の遵守に関する誓約書

石垣空港ターミナル株式会社
代表取締役社長 我喜屋 隆 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

当社は、今般、新石垣空港国際線旅客施設増改築工事（建設工事）に係る一般競争入札（以下「本応募」という。）における入札への参加を目的（以下「本目的」という。）として、入札説明書に定められた入札参加資格者にのみ開示される資料及び適宜必要な情報（以下これらを総称して「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的の為にのみ、守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的の為に当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達する為必要な場合には、最小限の範囲及び方法で、当社の役員、従業員、代理人、補助者及びその他の者に対し、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を当社に対して誓約した場合に限り、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。この場合、当該開示を受けたものによる当該守秘義務の違反は、当社の本書に基づく当社の守秘義務の違反とみなされることに同意します。

第2条（秘密の保持）

当社は、貴社から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管注意義務）

当社は、貴社から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

貴社から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により要求される適切な

管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、落札者として選定されたか否かを問わず、本応募に係る入札の終了後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより貴社に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

受領した守秘義務対象資料は、入札執行日までに、その写しも含めてすべて速やかに返還することを約束します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本応募の入札説明書等の定めるところによることとします。